

区分	項目	本県の対応	
		R5.5.8～9.30	R5.10.1～R6.3.31
1. 医療提供体制(外来)	① 医療機関の対応	◇ 外来対応医療機関(377機関)の体制	◇ 維持・拡大を図る(目標値を設定)
	② 診療所等の設備整備等への補助	◇ 外来対応医療機関に対し、個人防護具、医療機器等の設備整備に対して補助	◇ 一部継続(令和2年4月1日～令和5年9月30日までに、補助を受けた医療機関は、個人防護具以外は対象外)
	③ 公費負担(検査、外来診療、コロナ治療薬等)	◇ コロナ治療薬は全額公費負担 ◇ 検査費用・その他外来医療費は自己負担	◇ コロナ治療薬は一部公費負担 ◇ 検査費用・その他外来医療費は自己負担
2. 医療提供体制(入院)	① 医療機関の対応	◇ 幅広い医療機関による通常への対応に移行できるように段階的に確保病床の縮小を図るとともに確保病床外で対応できる医療機関の増加を図る取り組みの推進	◇ 継続
	② 病院の設備整備等への補助	◇ コロナ入院受入病院に対し、個人防護具、医療機器等の設備整備に対して補助	◇ 一部継続(令和2年4月1日～令和5年9月30日までに、補助を受けた医療機関は、個人防護具以外は対象外。ただし、病棟単位による対応から病室単位による対応に伴い、新たに整備する場合は除く。)
	③ 公費負担	◇ 高額療養費の自己負担限度額から2万円減額(2万円未満の場合はその額) ◇ 入院食事代は食事負担あり	◇ 高額療養費の自己負担限度額からの減額の上限2万円→1万円に見直し ◇ 入院食事代は食事負担あり
	④ 病床確保料	◇ 継続(病床確保料の補助単価を半額に見直し)	◇ 一部継続(原則なし) (感染拡大時に限り、病床確保料適用)
	⑤ 入院調整	◇ 医療機関間による入院調整(当面、保健所による入院調整支援の枠組みを残す)	◇ 医療機関間による入院調整(感染拡大時に限り、保健所による入院調整支援の枠組みを残す)
3. 有症状者、患者への支援等	① 受診相談センター	◇ 発熱等の症状がある方へ受診可能な医療機関を紹介	◇ 継続
	② 行政検査	◇ 一部継続(高齢者施設等重症化リスクの高い方が集まる施設において陽性者が発生した場合の検査は実施)	◇ 継続

区分	項目	本県の対応	
		R5.5.8～9.30	R5.10.1～R6.3.31
4. 高齢者施設等への支援	① クラスター対策 (感染制御チーム派遣)	◇ クラスター発生施設に対し、感染制御チームを派遣	◇ 継続
	② 医療体制確保事業	◇ 施設内の療養体制を確保するための支援	◇ 補助単価を1人当たり1万円→5千円に見直し
	③ 看護職員、介護職員の派遣	◇ クラスター発生等により職員の勤務態勢が確保できない場合に職員を派遣	◇ 継続
	④ 療養者向け酸素濃縮器貸出事業	◇ 施設の療養者に対する酸素濃縮器の貸与	◇ 継続
	⑤ かかり増し経費への助成	◇ 感染対策等に係る経費を助成	◇ 継続
	⑥ 入所系施設の職員向け検査	◇ 施設職員等の感染症発症時に検査キットにより検査を実施	◇ 継続
5. ワクチン	① 公費負担	◇ ワクチン接種費用を公費負担	◇ 継続
	② 接種回数等	【～9月19日まで】 ◇ 高齢者等の重症化リスクの高い者や医療施設従事者に春開始接種を実施 ◇ 初回接種(1・2回目接種)は引き続き実施 ◇ 6ヶ月～4歳の初回接種(1～3回目接種)は引き続き実施	【9月20日以降】 ◇ 生後6ヶ月以上の全ての者を対象に秋開始接種を実施 ◇ 初回接種(1・2回目接種)は引き続き実施 ◇ 6ヶ月～4歳の初回接種(1～3回目接種)は引き続き実施
	③ 相談体制	◇ ワクチン相談専用ダイヤルの設置	◇ 継続
6. その他	① コロナ後遺症相談窓口	◇ 新型コロナ感染症の罹患後症状を有する方へ医療機関を案内	◇ 継続
	② コロナワクチン副反応休業助成金	◇ コロナワクチンの副反応と思われる症状により休業した労働者・個人事業主に対する定額助成(接種勧奨の対象者に限定)	◇ 継続